

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道局 下水道建設課

許認可等の内容		排水設備等の計画の確認、変更の確認
根拠法令等及び条項		栃木市下水道条例第5条第1項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市下水道条例第3条、栃木市下水道条例施行規程第4条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成30年 4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 排水設備等の計画の確認、変更の確認 栃木市下水道条例第5条第1項 第5条 排水設備又は前条の排水施設の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、管理者に申請し、確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 排水設備の確認申請書及び添付書類 栃木市下水道条例施行規程第6条による。</p> <p>3 排水設備の接続方法及び内径等 栃木市下水道条例第3条第1号～第3号による。</p> <p>4 排水設備の構造基準 栃木市下水道条例施行規程第4条による。</p>	